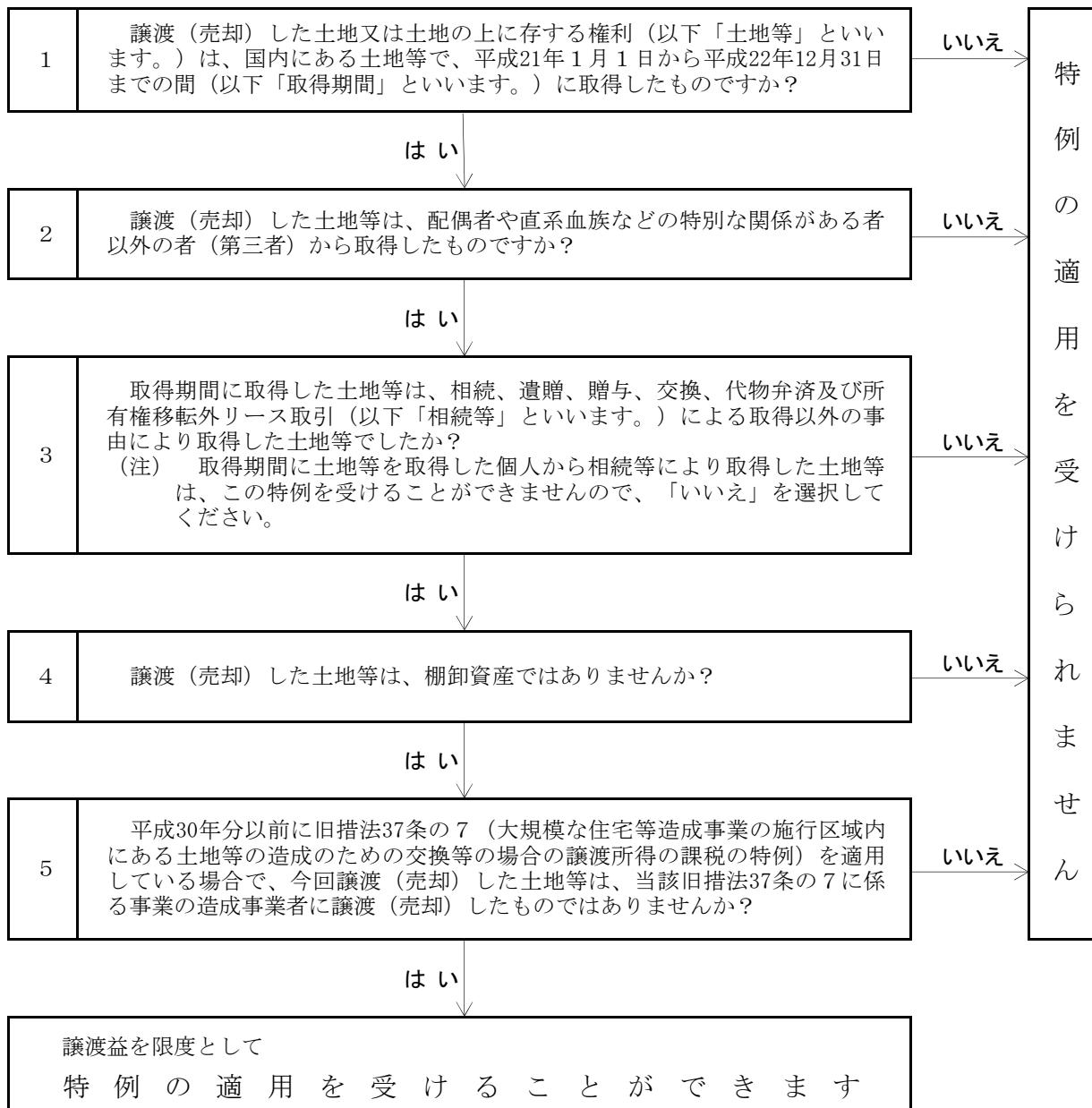


特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例チェックシート・措法35条の2

氏名 _____

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。



【留意事項】

- 他の特例との関係について
所法第58条、措法第31条の2、第33条～第33条の4、第34条～第35条、第35条の3、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4、第37条の5、第37条の6、第37条の8の特例を適用する譲渡については、本特例の適用を受けることはできません。
- 基礎控除や配偶者特別控除などの所得控除の適用に当たっての合計所得金額の判定は、1,000万円の特別控除前の譲渡益の金額で判定します。

確定申告書に次の書類を添付して提出してください。

- 登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類（譲渡資産の取得時期を明らかにするもの）

(注) 登記事項証明書については、「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」を提出することなどにより、その添付を省略することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。